

令和2年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年11月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 藤原 浩俊 | 2番 樋口 好澄 | 3番 田中 政則 |
| 4番 森山 勝馬 | 5番 手嶋 和彦 | 6番 田中 睦美 |
| 7番 原野 道明 | 8番 森部 賢一 | 9番 武井 正道 |
| 10番 手島 博行 | 11番 手島 信行 | 12番 畑 和徳 |
| 13番 田中 武俊 | 14番 櫻木 朝喜 | 15番 穴見 義夫 |
| 16番 林 新吾 | 17番 樋口 博幸 | 18番 伊藤 猛 |
| 19番 後藤 干城 | | |

【農地利用最適化推進委員】

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 20番 大山 源次 | 21番 浦塚 洋明 | 22番 坂田 稔 |
| 23番 金子 耕三 | | |

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 松田 勝久 |
| 係長 | 中村 敬一郎 |
| 事務吏員 | 松尾 康年 |
| 事務吏員 | 水落 ひかる |

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚
(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は欠席の委員はありません。よろしくお願いいたします。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に2番樋口委員、3番田中委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
6ページまで34件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から34番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可の取消願に
ついて」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告第2号について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で報告第2号を終わります。

8ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

11ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお
願いします。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり
ますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の12番畑
委員、34番田中委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の18番伊藤委員、24番塚本委員を指名いたします。
次に審議番号5番について事務局の説明を求めます
- 事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の8番森部委員、29番石松委員を指名いたします。
審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
13ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。15ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。本件に関して若干補足説明いたします。申請土地と隣接する土地は以前、競売により〇〇〇〇株式会社が取得しようとしたところですが、申請土地が農地であるため、隣接地のみ取得してあります。この会社は廃棄物処理をしていますが騒音や悪臭等の問題で地元とトラブルを起こしているところですが、本件は、最終的にこの会社が申請土地を取得するために譲受人と何かあるのではないかと地元でも危惧しているところですが。
なお、申請土地の所有者である大宰府市在住の〇〇氏は、土地の維持管理が相当の負担であることを聞いています。そして、この土地を紹介したのが〇〇〇〇株式会社の〇〇〇氏ということです。譲受人は大刀洗町在住ですので、譲受人が耕作する大刀洗町の農地を調査したところ、耕作状況はあまりいい印象ではありませんでした。地域の関係者等から聴き取りを行った結果、譲受人はひどい荒廃農地を良くあそこまで回復されたと大変高評価の情報をいただきました。それで先日、譲受人と行政書士を呼んで面談を行いました。譲受人は、ハーブの耕作をされており、さらに耕作の拡大を希望されてあります。申請土地は大刀洗町

から距離的にも問題ないと認識してありますので、許可について問題はないと思いますので
よろしくお願ひします。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は所有者と遠い親類で昔
から小作していたため。譲渡人は申請土地を2名で共有してありますが、共有者の1名が遠
方在住のため。もう1人の共有者は破産による財産管理です。農地法第3条第2項には該
当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高
齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営
縮小のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番 (畑委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時45分まで休憩します

(休憩 14時35分→14時45分)

議長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。

ここで、審議に入ります前に現地のビデオを上映します。

事務局 議案第4号・第5号・第7号・第8号について現地のビデオを上映しながら、現地の状況等を説明(ビデオ上映)

議長 (ビデオ上映終了後) 16ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は営農型太陽光発電設備の支柱設置、転用の理由は農地の有効利用を図りながら太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。なお、当該地は準工業地域であり、一時転用期間は10年間ですが、10年後に更新申請予定です。作付作物は牧草、クローバーです。金属支柱82本の設置、高さは2.5mと3m、パネルの枚数は304枚。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。

(17番挙手)

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) ここは、第3種農地で、農地の有効利用のため営農型太陽光で牧草ということですが、この方は畜産をされてあるのでしょうか。それとも雑草をはやさないために名目上牧草としてあるのか、どちらですか。

(事務局挙手)

議長 事務局

事務局 (松尾) 申請人は畜産農家ではありませんが、牧草の耕作をされており、畜産農家に出荷してあります。今回のクローバーも畜産農家に出荷予定です。

議長 17番樋口委員よろしいですか。

(17番挙手)

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) もう一件よろしいでしょうか。営農型太陽光発電の場合、その下に作る作物について条件があったと思いますが、その条件について説明をお願いします。

(事務局挙手)

議長 事務局

事務局 (松尾) 下に作物を作る営農型太陽光の場合は、一般の新規であれば期間は3年間。今回の第3種農地につきましては、期間は10年間の一時転用とするというのが、まず一つ目の条件となります。下で作る作物は、陽のあたる場所で作った場合の収量を100%とすると、日陰でも80%以上の収量確保が条件となります。

(8番挙手)

議長 8番森部委員

8番 (森部委員) 営農型太陽光発電は支柱面積のみが対象なのか、申請土地の面積は関係ないのでしょうか、こういうケースは初めてなので説明をお願いします。

(事務局挙手)

議長 事務局

事務局 (松尾) 営農型の場合は基本的には支柱面積のみとなっています。今回の申請地は申請人所有の宅地に隣接しているため、設備は宅地に設置することなので、耕作できない支柱部分の面積のみが対象となります。さらに大きい設備になると、フェンスで囲む必要等もありますがその場合はフェンス部分の面積等が対象に含まれます。

議長 8番森部委員よろしいですか

他に質問や意見はありますか。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、議案第4号は承認といたします。
17ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。18ページまで9件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備。理由は、土木業を営んでおり、資材置場が不足しているため整備するものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。排水等の処理についても地元と合意が成立しています。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。転用の目的は自宅敷地の拡張。理由は自宅を建設する際、字図の筆界が曲がっているのに直線で造成したため、整理するもの。始末書が添付されてあります。農地法の運用は、高速道路の出入口から300m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号2番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
審議番号3番から4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は建売分譲住宅3棟の建設。理由は周辺地域は環境がよく、宅地化も進んでいるため、建売分譲住宅を建設するものです。農地法の運用は、宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、祖母の家に同居しており、別に家を構えるため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
- 7番 （原野委員）審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、父親の土地を譲り受けて自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理について地元と合意が成立しています。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
- 3番 （田中委員）審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、父親の土地を譲り受けて自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理について地元と合意が成立しています。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理について地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、祖母の土地を譲り受けて自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水等の処理について地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番 (森部委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は妙見川の拡幅工事により自宅を立ち退くため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は高速道路の出入口から300m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。生活排水等の処理について地元と合意が成立しています。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

19ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）に

ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

21ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。22ページまで4件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

10番手島委員

10番 (手島委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地ですが集落接続、敷地拡張のどちらにも該当しています。20年以上前から宅地課税されています。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。

10番手島委員

10番 (手島委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。20年以上前から宅地又は非住宅課税されています。なお、昭和37年に住宅建設を以前の名寄せで確認済みです。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。

1番藤原委員

1番 (藤原委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地。20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。
2番樋口委員
- 2番 （樋口委員）審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地。森林簿で樹齢60年のスギを確認済みですが、現在、災害のため現地への立ち入りはできない状況です。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
23ページをお開きください。次に、議案第8号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 （水落）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認とします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 （水落）議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく願います。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号2番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認とします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15:43）